

宮古島市高齢者支援課 保険給付係からのお知らせ

令和 8 年度 集団指導

1. 〈全サービス共通〉「書面掲示」規制の見直しについて

令和 7 年 4 月 1 日より事業所の運営規程における概要などの重要事項等は、次の①又は②により事業所内で閲覧できるようにするとともに、③**ウェブサイトへの掲載・公表が義務**となっております。

- ①事業所内の見やすい場所への掲示
- ②自由に閲覧できるファイルの備え付け
- ③ウェブサイトへの掲載・公表が義務

未対応の事業所は運営基準違反となるおそれがあります。

法人ホームページや介護サービス情報公表システムへの掲載状況を改めてご確認ください。

【介護サービス情報公表システム】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

2. 事故報告について

- ・事故が発生した場合は、**まず市へ第一報(発生後 5 日以内)**をお願いします。
※閉庁時間中は **FAX (0980-73-1965)** でも受付可能です。

- ・事故報告の対象は**サービス提供による事故**です。
※送迎中・移動中・事業所内・訪問中の事故を含みます。

【報告基準】

- ・医療機関に受診を要する事故
- ・死亡事故
- ・重大な人身事故
- ・その他、報告が必要と認められる事故（誤薬等）
- ・事業所の過失の有無は問いません。

- ・**事故報告書**は、原則として**新様式で提出**してください。

【沖縄県 HP 事故報告の取り扱い】

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/kaigofukushi/1007256/1018690/1007290.html>

3. 高齢者支援課の係名変更について

令和 8 年 4 月の組織改編により、高齢者支援課の係名が一部変更となりました。

- ・介護給付係・保険料係 → 保険給付係
- ・生活支援課係・介護予防係 → 地域支援係
- ・介護認定係 → 介護認定係（変更なし）
- ・新設：介護企画係

なお、これまで介護給付係が担当していた**介護支援専門員等研修受講料助成金**については、**介護企画係へ変更**となっています。

また、重要事項説明書等・各種指針などに記載している**市の相談窓口等**について、**旧係名のままになっていないか確認・修正**をお願いします。

4. 運営指導について

- ・運営指導の通知を受けた際は自己点検シートに基づき、事業所内書類の確認・点検をお願いします。
- ・**事前提出資料と事業所保管書類に相違があると、運営指導当日での書類確認に時間を要します。**
- ・提出前に事前提出資料と事業所で管理している書類が一致しているか必ず確認してください。
- ・**相違がある場合は、運営指導を中断し、後日改めて行います。**
- ・自己点検シートを市ホームページに掲載いたしますので、事業所運営の点検にご活用ください。

5. 処遇改善加算について

令和 8 年 6 月より、**居宅介護支援及び介護予防支援も対象**となっています。**新規算定または加算区分を変更する事業所**は、計画書及び体制届を提出期限までに提出してください。

- ・7 月以降に算定開始する場合は、**算定開始月の前々月末日**までに提出
例) 10 月 1 日開始の場合→8 月 31 日まで
- ・令和 8 年 6 月開始分の**実績報告書は、令和 9 年 7 月 31 日までに提出**となります。

6. 電子申請届出システムについて

- ・電子申請届出システムについては、前回運営指導でもお知らせしておりましたが、**現在も準備中のため受付を開始できておりません。**
- ・準備が整い次第、宮古島市ホームページに掲載しますので**受付開始まで引き続き紙での申請**をお願いします。
なお、すでに電子申請しているものがある場合は、取下げをお願いします。
- ・システム利用には、**G ビズ ID プライム**の取得が必要です。

【G ビズ ID】

<https://gbiz-id.go.jp/>

7. 介護情報基盤について

介護情報基盤は介護に関する情報を一元化し、関係機関間で情報共有や確認をやすくする仕組みです。最新情報は介護情報基盤ポータルをご確認ください。

※補助金等の情報は、介護保険最新情報 Vol.1497 をご参照ください。

※本市は、**2028（令和 10 年）2 月 9 日**に利用開始予定です。

【介護情報基盤ポータル】

<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>

8. 各種ガイドラインについて

各種ガイドラインは定期的に改正されております。最新の内容は随時公表されておりますので、下記リンク先からダウンロードのうえ、運営における指針の見直しや職員研修等にご活用ください。

[身体拘束廃止・防止の手引き（令和 7 年 3 月）](#)

[事故予防及び事故発生時の対応に関するガイドライン（令和 7 年 1 1 月）](#)

[介護現場における感染症対策の手引き第 3 版（令和 5 年 9 月）](#)

【再掲】

以下は過去の集団指導でもご案内した内容ですが、届出漏れや確認不足を防ぐため再度掲載しています。改めてご確認ください。

9. 【再掲】 過誤申立について

過誤申立書は宮古島市ホームページからダウンロードしてご使用ください。

- ・介護給付用と総合事業用は使い分けをお願いします。
- ・給付明細書の添付をお願いします。
- ・**毎月 25 日が提出期限です。**

【高齢者支援課に係る申請書】

<https://www.city.miyakojima.lg.jp/kurashi/download/kaigotyoujyu.html>

10. 【再掲】 居宅サービス計画作成依頼届出書について

居宅サービス届は、**契約した月内に必ず提出**してください。

月末契約の場合は、事前に保険者へ電話連絡をしたうえで、利用開始月内の FAX による仮提出を認めます。

【記載時の注意】

- ・サービス開始日は、実際にサービスを開始する日を記入してください。
- ・**同意日より前のサービス開始日は認められません。**
- ・自筆署名欄には、同意した年月日と利用者本人の署名が必要です。
- ・本人が署名できず、家族が代筆する場合は、本人氏名・代筆者氏名・続柄を記載してください。
- ・新規・区分変更申請で要介護・要支援の見込みが立たないままサービスを開始する場合は、暫定として「介護」と「支援」両方の届出書をご提出ください。

11. 【再掲】 暫定ケアプランについて

令和 6 年の集団指導時にもご案内しておりますが、暫定ケアプランの取扱いは見直しを行っています。別紙資料を再度確認し、適切な手続きをお願いします。

[別紙 3 暫定ケアプランの取り扱いについて](#)

[別紙 4 暫定ケアプラン作成にかかる状況別手続きフロー](#)

12.【再掲】ケアプラン点検について

- ・ケアプラン点検は介護支援専門員のケアマネジメントの質の向上を目的とした取組です。
- ・利用者の尊厳保持と自立支援に資するケアマネジメントについて確認し、介護支援専門員の気づきにつなげることを目的としています。
- ・指導ではなく支援を目的とする取組ですので、ご理解とご協力をお願いします。

13.【再掲】軽度者に対する福祉用具貸与例外給付について

フローチャート、Q&A、記載例を宮古島市ホームページに掲載しています。
変更・追記した部分（赤文字）があります。内容をご確認ください。

【福祉用具貸与・例外給付制度について】

<https://www.city.miyakojima.lg.jp/jigyousya/kaigo/2025-0402-1457-73.html>

14.【再掲】住宅改修の手引きについて

令和 7 年度に市ホームページに住宅改修の手引きと Q&A を掲載しています。
住宅改修を進める際は事前に内容を確認し、手続きを進めてください。

【介護保険住宅改修について】

<https://www.city.miyakojima.lg.jp/jigyousya/kaigo/2025-0904-1527-72.html>

15.【再掲】訪問介護の生活援助算定フローチャートについて

訪問介護の生活援助サービスをケアプランに位置付ける際は、生活援助算定フローチャートをご使用ください。

本フローチャートは、宮古島市と宮古地区ケアマネ連絡会の協議により作成されたもので生活援助に関する共通の解釈・基準となるものです。

【訪問介護 生活援助算定フローチャート】

<https://www.city.miyakojima.lg.jp/jigyousya/kaigo/2023-0210-1343-72.html>